

# 平成28年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成28年4月18日

4月18日（月）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について  
日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第11 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	3番	富	澤	克	彦	
4番	寺	島	美	幸	5番	飯	森		孝	
6番	片	野	壽	夫	7番	海	老	澤	武	
8番	高	松	多	可	史	9番	鵜	澤	幹	司
10番	林		藤	江	11番	菅	谷	樹	雄	
12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟	
14番	高	木	甚	一	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤		寛	
18番	栗	林	利	男	19番	大	須	賀	常	政

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

2番 越 川 定 勝

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 3時03分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、2番 越川定勝委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 富澤克彦委員、17番 伊藤 寛委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定について審議を求める。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

議案第1号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50アール以上とされております。

農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。

このため今年度の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案するものがあります。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

香取市の設定面積については以下のとおりとする。

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 2015農林業センサスで経営面積、50アール以上の農地保有農家が市内全農家数の9割を超えているため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

別段の面積については定めない。

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わないため。

理由 管内の荒廃農地率は3.57%と低いため。

(1)については、直近の2015農林業センサスの数値を基準に行っておりまして、その数値については、全体農家戸数3406戸に対して50アール未満の農地保有農家戸数が229戸で全体の6.72%であり、市内の50アール以上の農地を耕作している農家数が全農家数の9割を超えているためであります。

(2)については、昨年に委員の皆さんにご協力をいただきました、荒廃農地調査の結果、市内の荒廃農地率が3.57%と低いためであります。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が以前より賃借している農地を売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 それでは、第1班事前審査会の報告を申し上げます。

去る、4月12日、火曜日午後1時30分より市役所3階301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、それぞれ写真等書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から5番まで審査した結果、議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって許可は妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、議席番号1番 松枝委員。

事務局 それでは、整理番号1番につきましては、3月中に相談がございまして、既に前農業委員さんより意見書をお預かりしておりますので、事務局にて代読をさせていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が賃借により耕作していた申請地を売買にて譲り受けるもので、現在、譲受人の自作地と申請地が一体的に耕作されております。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番松枝委員 整理番号2番について、ご説明いたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。譲受人は認定農業者であり、地域の担い手として、農業振興や農地の保全に大きく貢献しております。申請地は現在、遊休農地ですが、譲受人が営農再開を希望しており、今後、農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の規模を縮小し、譲受人が自作地に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、17番 伊藤委員。

17番伊藤委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。申請地は、作付け良好な優良農地であり、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、11番 菅谷委員。

11番菅谷委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自家消費用の飯米を確保するため、自作地である畑の周辺にある申請地を売買にて譲り受けるものです。

譲受人は〇〇市に在住しておりますが、道路網の整備や水稻栽培であることを考慮し、通作可能と思われます。また、農機具は一時的な使用期間であるためリースにて対応する計画です。

申請地は現在、遊休農地ですが譲受人が営農再開を希望しており、今後、農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。







当初計画したその山砂採取した時に、特に隣地からの苦情もなかったというようなことです。

山砂採取を営む会社なんですが〇〇の方が経営しておりまして、さらに当初の計画地よりも奥に山砂採取を計画するというので、今回の案件となっております。

当初は、28年の6月30日に工事完了期間として、一時転用してありましたが、これを一年間また延長するというので、今回の申請となっております。

この申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしておりまして、特に問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、2番 越川委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 事務局より代読させていただきます。

整理番号7番について、現地調査等行った結果を説明申し上げます。

申請地については、〇〇〇〇〇〇〇〇る〇〇〇を南へおよそ〇〇メートル直進し、右折後〇〇メートル行った左側の位置になります。

譲受人は、〇〇〇を営む〇〇であり〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇を建設することとなっております。

譲受人は、事業の拡大を検討していたところ近隣の譲渡人所有の土地を取得し、計画を実施することとなりました。

隣接所有者はおりません。申請地については、法面がありますが過去に崩壊したことはないということです。

境界に柵を設け安全管理に徹底するとのこと。資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、長屋住宅用地とのことであります。

申請地は都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域で第3種農地であります。

なお、他法令関係では市道1249号線を雨水排水接続管を通すため、道路占用許可の申請をしております。

整理番号2番、太陽光発電施設用地とのことですが。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 それでは、審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

整理番号1番および2番については、書類等で審査をした結果、実効性等は問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号については、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの裏当たりの住宅であります。

申請人は無職であり賃貸住宅事業により、安定した収入を得るため、住宅地に近接した申請地で長屋住宅を建築する計画です。申請地周辺については、昭和50年代に住宅団地として造成され、近隣の土地は造成済であります。

用水については市水道、汚水・雑排水は市下水道へ接続し放流、雨水は集水桝等により集め、市道側溝へ放流とのことです。

隣接農家者はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、11番 菅谷委員。

11番菅谷委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇地区〇〇の〇〇〇〇の〇〇の手前を南へ曲がって〇〇メートルほど行った所です。

申請人は〇〇〇であり、平成17年に相続により、当該地を取得しました。

当該地は周辺に太陽光を遮蔽するものがなく、道路に面しているため、電柱の設置も容易であり、太陽光発電設備設置に適したものであると考えられます。

雨水は敷地内浸透、隣地所有者に被害が及ばないようフェンスを設置する予定です。

資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第3種農地であります。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で資材置場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、許可例外規定の農地法施行規則第35条第1項第5号の既存施設の拡張によるもので、既存施設面積の2分の1を超えないものに限るに該当するため、問題ないと判断します。

整理番号4番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で〇〇用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域ではありますが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設であるため、問題はないと判断します。

以上、5件です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

このうち、整理番号5番については現地調査を行い、その他の案件については書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、ご報告いたします。

現地調査しました整理番号5番については、議案第3号整理番号7番の承継事業者が豚舎を建築するものであります。

特に問題ないとの意見でした。

また、その他の案件については書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず場所についてですが、場所は〇〇駅から〇〇〇〇〇〇に向かった中間に位置しております。そして、今現在〇〇と〇〇を建てており、その奥に位置するところです。

譲受人は、〇〇〇〇を経営する予定で、現在隣接地に〇〇を建設中であります。

〇〇を開業するにあたり、〇〇〇の駐車場がなく、今回隣接地を購入する機会に恵まれ申請にいたったものです。

雨水は敷地内浸透で隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですが、先ほど議案第3号でご説明いたしました計画変更の場所でございます。





ている土地で、境界確定がされていないため、許可後には速やかに確定する計画とのことです。また、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、2番 越川委員ですが、本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 事務局より代読させていただきます。

整理番号5について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

先ほどの第3号議案の整理番号5と同様の場所に当たります。

当初計画人は許可後、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇を建設し〇〇事業に新規参入する予定でありました。

しかしながら、T P P問題など先行きが不安であり、会社経営も不安定な状況であったため、計画を断念するにいたったとのことです。

承継人は、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成28年度第1次農用地利用集積計画1番から297番であります。

議案書の9ページから128ページにかけてでございます。

使用貸借権の設定、新規3件、1,121㎡、すべて田であります。

次に、賃借権の設定、新規259件、900,804㎡、このうち田が821,800㎡、畑が79,004㎡であります。

再設定27件、83,731㎡、このうち田が77,846㎡、畑が5,885㎡であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権の設定で新規8件、76,117㎡、すべて田であります。

以上、297件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号74番、257番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号74番、257番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第6号74番、257番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく議案第6号102番、103番、の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号102番、103番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第6号102番、103番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第6号168番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号168番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号168番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く292件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く292件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く292件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規9件で、76,117㎡、すべて田であります。

以上の9件は農用中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第7号2番、5番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号2番、5番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第7号2番、5番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く7件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く7件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く7件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成28年4月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、申請地は、一時転用により山砂採取の搬出路として利用しておりますが、山砂採取事業が終了するにあたり、跡地を太陽光発電施設に転用する利用計画により、農振農用地から除外して、太陽光発電施設の管理用道路とするための申請であります。

整理番号2番、申請地は登記地目が山林であり、開墾により現況地目を畑に変更したものでありますが、数年前から耕作されておらず、今後も耕作見込みがないことから、農用地区域から除外するものであります。

なお、農地区分は第1種農地になりますが、改めて植林する計画ではないため問題はありません。

整理番号3番、事業計画者は〇〇〇〇業を営んでおり、事務所等に利用するための農振農用地除外申請であります。

申請地は、第1種農地ではありますが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

なお、本案件は既に設置されているため違反是正案件でございます。

整理番号4番、事業計画者は長男の結婚独立を機会に現在の居宅を長男に譲り、母親と妻の3人で申請地に新築転居する計画とのことであります。

申請地は第1種農地ではありますが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号5番、事業計画者は現在、申請者夫婦と兄の3人で住んでおりますが、兄が結婚するにあたり新築転居する計画とのことです。

申請地は第1種農地ではありますが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号6番、事業計画者は建設業を営んでおり、申請地を事業の拡大に伴う資材置場として計画するものであります。

申請地は第1種農地ではありますが、許可例外規定の農地法施行規則第36条の隣接する土地

と一体で同一事業の目的に供するものに該当するものと考えられます。

整理番号7番、事業計画者は現在、〇〇市のアパートに妻と子どもの3人で住んでおりますが、長男のため実家近くに家を建てる計画であります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地に該当すると考えられます。

整理番号8番、事業計画者は現在、〇〇町のアパートに住んでいますが手狭なため、妻の実家近くの申請地に家を建てる計画であります。

申請地は第1種農地ですが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号9番、申請者は水稻生産農家で、申請地は第1種農地区域の一角にある優良農地であるため、農振農用地に編入するものであります。

整理番号10番、事業計画者は現在、〇市内のアパートに住んでおりますが、手狭なため実家近くの親名義の申請地に家を建てるものであります。

申請地は第1種農地ですが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号11番、事業計画者は〇〇〇で現在、〇〇市内の〇〇〇〇に住んでおりますが、実家の両親が高齢となり面倒を見る必要が生じたため、実家近くの申請地に家を建てる計画であります。

申請地は第1種農地ですが、許可例外規定の農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

整理番号12番、事業計画者は〇〇〇〇〇〇を生産する〇〇〇〇〇人で、事業拡大のため申請地に農業用施設を建設する計画であります。

申請地は既に農振農用地指定されておりますが、農地から農業用施設への用途変更および一部の非農地を農振農用地に編入するものであります。

以上12件のうち、編入および用途変更を除く除外申請地は第1種農地相当であります。転用目的は専用住宅用地等であるため、許可例外規定の農地法施行規則第33条第4号および第36条の規定に該当するため、香取市農業振興地域整備計画の変更については、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 審査結果について、ご報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更案件は12件であります。

このうち、整理番号12番については現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

現地調査した整理番号12番については、農業用施設の建築計画に伴う農振農用地域への編入ならびに用途変更であり、特に問題はないと認められました。

また、ほかの案件につきましても問題なしとの意見で、香取市農政課へ意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当委員よりのご説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

現状ですが、〇〇〇〇の先に〇〇〇〇という〇〇〇さんがあります。その脇の坂道を約〇メートル位下りきった所であります。周囲は全部田んぼでございます。

申請地の南側で現在、山砂採取事業が終了しまして、今後はその地権者の要望によりまして、引き続き土地を承継しまして、太陽光発電設備を設置する予定とのこととあります。

しかし、その太陽光発電設備に係る保守・維持管理のため、往来するためには現在の進入路が狭く、危険であるため申請地を進入路用地として賃借権を設定し拡幅するものであります。

隣接農地所有者の同意もありまして、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 それでは、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、申請地ですが市内から〇〇に向かう〇〇の〇〇交差点がありますが、その手前を左に入った畑の中です。

申請者は、この土地を平成17年に地目山林として購入しておりました。





す。

事業計画・各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番、7番、8番の3件について、2番 越川委員ですが、本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地については、〇〇〇〇より、北東におよそ〇〇メートルに位置します。

申請人は〇〇業を営む〇〇で、〇〇を置けるまとまった土地を探していたとのことです。申請地には砂利を置く予定とのことです。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内に浸透池を設けるとのことです。

隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇線〇〇〇〇を南東に〇〇メートル行き〇〇〇〇を左折し、おおよそ〇〇メートル直進した右手に位置します。

譲受人は実家の近隣である申請地へ住宅を建築する予定とのことです。立地的にも子供の教育環境によく、将来的にも親の介護等を考えて申請地を選定したとのことです。

雨水は敷地内浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽で土壌拡散処理システムにより処理することです。

隣接土地所有者からの同意も得ており、事業計画、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、8番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにある〇〇〇〇株式会社から北東へおおよそ〇メートルの所に位置します。

譲受人は妻の実家の近隣である申請地へ農家の後継者となるため、住宅を建築する予定とのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化増で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。申請地については、分筆を考えており、事業計画、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番、10番の2件について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請人は農家であり、申請地周辺で水田の耕作を行っております。

本件の申請地は、登記簿上、宅地となっておりますが現況は農地で水田として耕作しております。優良農地でもあるため、このたび農振地域へ編入することとなりました。申請地については、事業計画、農振編入がなされた場合、特に問題ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号10番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請人と土地所有者は親子関係にあり、結婚を機に実家から〇〇メートル内にある当該地へ移り住みたいとのことであります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。隣接農地所有者からの同意も得ており、事業計画、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所でございますが、〇〇〇〇〇から〇〇方面に向かい一つ目信号を右に曲がって〇キロほど行きますと、斜め右に入る道がございます。そこをまた〇〇メートル行った所です。〇〇〇〇〇〇の所です。

土地所有者は農振法、農地法を認識せずに利便性等の理由で、40数年前に〇〇を建築しており、顛末書の添付がある案件であります。

申請人と土地所有者は家族関係にあり、祖父や両親が高齢になり、農作業に支障をきたすようになったため、介護や農作業の手伝いを行い、実家の隣接地に住宅を建てるとのことです。

事業計画、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断いたしました。



ので報告する。平成 28 年 4 月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は 5 件であります。

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 28 年 4 月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、74 件であります。

報告第 3 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 28 年 4 月 18 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3 件であります。

以上、報告いたします。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 16 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人